

令和6年度第12回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月26日(水)午後1時30分から2時07分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員(8人)

会長	12番	丸谷	浩二
委員	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑
	13番	北	廣見

4. 欠席委員(6人)

1番	川端	伸造
2番	藤野	雄次
5番	舘	邦夫
6番	松井	成樹
11番	林	恵子
14番	朝倉	雪

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地転用事業計画の変更について
	議案第4号 現況証明願について
	議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

(1) 4月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

それでは、まず初めに、丸谷会長からご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況についてご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は15名でございます。なお、1番川端委員、2番藤野職務代理者、5番館委員、6番松井委員、11番林委員、14番朝倉委員、推進委員の中嶋委員、辻下委員、堀川委員から欠席の届出がございます。なお、南坂委員につきましては、遅刻の届出がございます。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。1ページをお開きください。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、

7番三上委員、4番糠山委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。2ページをご覧ください。

今回、2件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は井江葎30字26番1の田1筆で、面積は661㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われまます。

2番につきましては、譲渡人は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は市姫にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は大溝一丁目445番1の畑1筆で、面積は51㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われまます。

以上で説明を終わります。

議 長： 次に、地区担当委員の説明であります。番号1番、2番について、1番川端委員、5番館委員ともに本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めまます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明させていただきます。

まず初めに、番号1番について説明させていただきます。番号2番から9番につきましては、次の議案第3号で併せて説明させていただきます。5ページをご覧ください。

番号1番につきましては、貸付人は東山にお住いの〇〇〇〇一さん、借受人は東山の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては東山48字30番2で、登記地目は田、面積は754㎡でございます。用途につきましては、格納庫でございます。事由につきましては、申請人は賃借権を設定し、申請地に農業用の格納庫を整備したいとのご希望でございます。権利の種類につきましては賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては農振農用地でございます。農振農用地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、農業用施設ということで、今回例外的に許可が可能と判断されるものでございます。申請地の位置図、地番図は7ページ、施設の計画図につきましては8ページから10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番について、13番北委員、お願いいたします。

13番： ただいま事務局からの説明のとおり、特別問題はないように思われます。以上です。

議長： ありがとうございます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、13番北委員に調査結果の報告をお願いいたします。

13番： 本日9時から、丸谷会長並びに事務局と共に現地を調査いたしております。本件につきましては、現農舎と併設をするということで、現地についても、ただいま事務局説明したとおり、特別問題がないように思われます。以上です。

議長： ありがとうございます。

それでは、この案件について、ご質問はありませんか。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 農地転用事業計画の変更について

議長： 続いて、議案第3号「農地転用事業計画の変更について」の説明を求めます。

また、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号2番から9番についても関連する案件ですので、併せて説明を求めます。

なお、これらの案件は前回保留となった案件でございますので、今回改めて審議をいたします。

事務局： それでは、議案第3号「農地転用事業計画の変更について」と議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の番号2番から9番について、ご説明させていただきます。5ページをご覧ください。

こちらの番号2番から7番につきましては、譲渡人は指中にお住いの〇〇〇〇さん、ほか5名、8番と9番につきましては、賃借人は指中にお住いの〇〇〇〇さん、ほか1名でございます。譲受人及び借受人は山十楽の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては、指中64字2、ほか9筆で、登記地目はいずれも畑、面積は合計1万8,745㎡でございます。用途につきましては、工場の建設でございます。事由につきましては、申請人は製造業を営む企業であり、申請地に工場を建設したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転と賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地ということで、第1種農地でございます。第1種農地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、既存敷地の面積の2分の1以内の拡張であるため、例外的に転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては11ページ、計画図につきましては12ページから16ページをご覧ください。

次に、17ページをご覧ください。

「農地転用事業計画変更の申請について」、番号1番につきましては、申請人は〇〇〇〇です。申請事由は、令和元年12月10日付で許可を受けた指中61字54、ほか6筆について、当初工場用地として転用許可を受けていましたが、今後の事業拡大を考慮し、議案第2号で議題に上げました工場新設の計画を新たに作成しました。その新しい工場の駐車場として利用するため、事業計画の変更申請を行うこととなりました。内容としましては、転用目的の変更でございます。場所につきましては

18ページ、計画につきましては19ページから22ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、番号2番から9番について、4番糠山委員、お願いいたします。

4番： 先月の2月の27日頃に〇〇〇〇さんがいらっしゃいまして、ご説明を受けました。新設の工場を建てたいということで、お願いしたいということで来ました。

2番から7番まで譲受人ということでなってます。あと、8番と9番は借受人となってますので、そういったところになっているという説明を受けて、問題はなかろうかなと思います。

以上です。

議長： ありがとうございます。

次に、本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、13番北委員に調査結果の報告をお願いいたします。

13番： 本件につきましても現地を確認いたしましたけれども、ただいま事務局が説明したとおり、特別問題はないように思われます。

以上です。

議長： ありがとうございます。

それでは、この案件について、ご質問はありませんか。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。

まず初めに、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の番号2番から9番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

次に、議案第3号「農地転用事業計画の変更について」、承諾に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を

求めます。

事務局： それでは、議案第4号「現況証明願について」ご説明させていただきます。23ページをご覧ください。

今回、案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は桑原にお住いの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては桑原23字14番2で、面積は18㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は平成4年頃に農業用の車庫が建築され、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことです。申請地の位置図、付近図は24ページになります。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は井江葭にお住いの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては井江葭19字43番3で、面積は125㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和63年に隣接地に農作業小屋が建築されており、申請地はその小屋の乗り入れとして整備されています。その後、平成4年に農業用の車庫が建築され、現在に至るまで宅地として利用されているとのことで、今回地目変更したいとのことです。申請地の位置図、付近図は25ページになります。

続きまして、番号3番につきましては、申請人は越前市にお住いの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては清滝40字3番3で、面積は357㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和24年に農作業小屋が建築され、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことです。申請地の位置図、付近図は26ページになります。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番について、8番宮腰委員、お願いいたします。

8番： 説明どおりですけれども、50年頃の耕地整理で、県道が曲がってるんですけども、この内側が変更は全部してなかったということで、元へ戻すということで、当事者間、話して、元へ戻したというような形で間違いないと思います。

議長： ありがとうございます。次に、番号2番につきましては1番川端委員ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

次に、番号3番について、13番北委員、お願いいたします。

13番： この件につきましても、ただいま事務局のほうで説明ありましたように、特別問

題がないように思われます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

次に、本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して13番北委員に調査結果の報告をお願いいたします。

13 番： 今回3件ございましたけれども、ナンバー2とナンバー3につきましては、このお示ししてあります地図が公簿の地図になっておりまして、現況と若干分かりにくさというのがちょっとありましたけれども、ただいま事務局説明したとおり、特別問題がないように思われます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。

議案第4号「現況証明願について」、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議 長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、ご説明いたします。

28ページをご覧ください。今回、中間管理事業の申請は7つの地域からございました。うち、番号1から3番は契約の更新、番号4番から7番は新規の設定です。いずれも契約期間は11年です。

番号1番、赤尾につきましては、出し手は18人、筆数は82筆で、受け手は〇〇〇〇さんでございます。

番号2番、牛山につきましては、出し手は3人、筆数は8筆で、受け手は〇〇〇〇さんでございます。

番号3番、北潟につきましては、出し手は86人、筆数は315筆で、受け手は〇〇〇〇さんでございます。

番号4番、国影につきましては、出し手は1人、筆数は13筆で、受け手は〇〇〇〇さんでございます。

番号5番、田中々につきましては、出し手は1人、筆数は1筆で、受け手は〇〇〇〇さんでございます。

番号6番、布目につきましては、出し手は1人、筆数は7筆で、受け手は〇〇〇〇さんでございます。

番号7番、二面につきましては、出し手は3人、筆数は7筆で、受け手は〇〇〇〇さんでございます。

次のページの29ページから51ページにつきましては、ただいま地域ごとに説明いたしました番号1番から7番までの利用権を設定する土地の詳細を表した一覧です。非常に枚数が多いですが、ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長： 本案について、ご質問のある方はお願いします。

推進委員： 質問というわけでないんですが、この契約期間が全部11年というのは何か意味あるんですか。

事務局： なぜ11年かというところですけども、契約始期が令和7年5月1日からになりまして、そこから、ふだんですと原則10年という設定が多いので、10年って考えますと令和17年の4月30日が終期となります。しかし、こちらは年度で区切っておりまして、年度で区切りますと18年の3月31日という区切りになりますので11年という契約期間で設定されております。

議長： ほかにご質問はありますか。

よろしいですか。

今、11年と契約の年数が出たが、期間そのものは基本的には昔と変わっていないのか。

事務局： はい、原則10年の設定で、お申出がない限り10年で設定させていただいています。

議長： それより短いのはないのか。

事務局： 短いのはないようです。

議 長： よろしいですか。

(質問、意見なし)

ほかにご質問がないようですので、採決に入ります。なお、番号1番から3番につきましては、10番長谷川委員が関係しております。長谷川委員の退席をお願いします。

(長谷川委員退席)

それでは、番号1番から3番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、意見なしと決定することにいたします。

長谷川委員、入室してください。

(長谷川委員着席)

それでは、番号4番から7番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、意見なしと決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議 長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。52ページにお進みください。

この農地法第3条3の規定の届出は、許可要件が必要でない所有権などの移転の報告です。今回6件の届出がございました。全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、轟木の田畑6筆でございます。権利取得者は轟木にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は平成28年4月5日でございます。

2番の届出につきましては、市姫二丁目の畑1筆、市姫三丁目の畑1筆、大溝一丁目の畑3筆、大溝二丁目の畑1筆でございます。権利取得者は市姫にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年9月10日でございます。

3番の届出につきましては、南金津の田3筆でございます。権利取得者は市姫にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年9月10日でございます。

4番の届出につきましては、山西方寺の田畑7筆、指中の田2筆でございます。権利取得者は山西方寺にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和4年1月18日でございます。

53ページにお進みください。5番の届出につきましては、中番の田1筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年8月28日でございます。

6番の届出につきましては、城の田畑5筆でございます。権利取得者は城にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は平成22年5月25日でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。54ページをご覧ください。

今回4件の届出がございました。

1番につきましては、宮谷の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。賃貸人都合による解約でございます。

2番につきましては、熊坂の田2筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃貸人都合による解約でございます。

3番につきましては、熊坂の田3筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃貸人都合による解約でございます。

4番につきましては、東山の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。転用のための解約でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他（１）

議 長： 次に、その他の（１）「４月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： ４月の定例総会につきまして、４月24日木曜日、時間は午後１時半からということで開催することにいたしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長： ただいま事務局から４月の農業委員会定例総会の開催日の説明がありました。

このことについて、ご意見等ありませんか。

よろしいですか。

４月終わりは結構休みが多いので、なかなか日程的には厳しいかなとは思っています。よろしいですか。

（質問、意見なし）

では、ご意見ありませんので、事務局説明のとおり、４月の定例総会は４月24日木曜日午後１時30分から開会することにいたします。

◇ その他（２）

議 長： 次に、その他の（２）その他について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： ご苦労さまでございました。私どもとしては、しばらくの間だけだったんですけども、いろいろと教えていただきました。勉強になりました。長い間ありがとうございました。また新しいところに行きましても、体には十分注意して、活躍することをお祈りしたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかの方、何かご意見ありましたら承りたいと思います。

事 務 局： 後任はまた４月に、この委員会のときにご紹介させていただきます。

議 長： よろしいですか。

（質問、意見なし）

◇ 閉 会

議 長： それでは、暖かくなってきました。これから農作業が大変忙しくなると思いますが、けれども、お体には十分注意して、お仕事に携わっていただきますように。

本日はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

令和7年3月26日

議 長

委 員

委 員